

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

栗田谷中学校体育館外污水柵詰り直し

2 履行(納品)場所

神奈川県栗田谷3-1
栗田谷中学校

3 契約日

令和6年2月29日

4 履行日

令和6年2月29日

5 契約金額

¥49,500.-(税込み)

6 契約の相手方(名称及び所在)

三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

体育館外の污水柵が木の根により詰まっており、放置していると逆流して水や汚物が溢れ出る危険性があり、緊急に対応する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿から、近隣で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立栗田谷中学校